

# 9月1日(土)は「防災の日」

8月30日(木)～9月5日(水)は「防災週間」

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594

「防災の日」は、大正12年に関東大震災の起きた日です。「防災週間」は、台風、地震などの災害についての知識を身につけ、備えをしてもらうために定められました。また市では、第3日曜日を「家庭防災の日」としています。ご家庭において毎月定期的に防災・減災について話し合い、災害に備えましょう。

## 身近な対策の例

- ・ 保存のきく食品や水等の家庭用備蓄品を備えておきましょう。
- ・ 防災訓練などに積極的に参加し、いざというときに備えましょう。

## 避難所・避難場所

- ・ 避難所は8小学校を先行して開設します。
  - ・ 自主的に避難される場合は、食料・飲料水・防寒具等を各自で持参してください。
  - ・ ハザードマップは、いつでも目につく場所に保管しましょう。
- ※避難所・避難場所一覧、非常持ち出し品チェックリスト、家具転倒防止の方法など、市ホームページ(安全・安心→防災)をご覧ください。

## ○防災ほっとメール登録方法○

市では、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」や「避難指示(緊急)」を発令した場合に携帯電話でのメール機能を使って、確実に情報を受け取ることができる「防災ほっとメール」を運用しています。携帯電話で、下記URL「防災ほっとメール」にアクセスをして、登録をお願いします。

<http://www.anshin-bousai.net/tsushima/>

- 迷惑メール防止対策をされている方は、受信できるドメインとして「anshin-bousai.net」を許可してください。
- URL付きメールの受信を許可してください。
- メールアドレスの登録は無料ですが、ニュースメールが発行され着信すると、各携帯電話会社の通常のポケット料金がかかる場合があります(1メールあたり0～2円程度)。



## 洪水情報を緊急速報メールで発信!

国が管理する木曾川で氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で発信されます。メールが届いたら、雨の降り方や木曾川の今の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。

問合せ 国土交通省木曾川下流河川事務所  
☎0594-24-5715

パソコンから  
<http://www.river.go.jp/>  
スマートフォンから  
<http://www.river.go.jp/s/>



## 平成30年度愛知県・津島市総合防災訓練

「県民総ぐるみ防災訓練」の一つとして、愛知県、津島市、各防災関係機関、地域住民等の参加協力のもとに、総合防災訓練を実施します。

この訓練は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急活動のための協力体制の確立や、地域の連携を活かした防災力の強化を図るとともに、防災意識の高揚を図ることを目的としています。

倒壊家屋からの救出救助訓練やヘリコプターからの吊り上げ訓練等を行い、展示エリアでは、地震体験車(なます号)や煙体験ハウスをはじめとする様々な啓発ブースが出展します。

日時 8月26日(日) 午前9時

場所 東公園(南新開町)

※気象警報発令などにより中止となる場合があります。



## サイレン吹鳴のお知らせ

市では、防災の日に、防災訓練の一つとして県が行う「あいちシェイクアウト訓練」に連携して、サイレン吹鳴を次のとおり実施します。

日時 9月1日(土) 正午

吹鳴場所 市消防本部  
市消防団(各分団車庫)

吹鳴方法 サイレン(1回)45秒

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み『地域包括ケアシステム』。津島市地域包括ケアビジョンでは、その仕組みを構築するための取組の重点項目を6つ掲げました。その重点項目について、今月号から毎月1項目ずつ紹介します（ビジョンは、市ホームページまたは市の施設でご覧になれます）。

## 第2回 取組の重点項目① 住み慣れた地域・自宅で受けられる『医療と介護』

### こんな疑問や不安はありませんか？

『介護状態が重度となり、通院もできなくなったら、入院・入所しかないのかな？』

そんなことは、ありません。

本人の希望と周囲の理解があれば、在宅医療と介護サービスを使いながら自宅やグループホームなど住み慣れた場所で暮らすことが可能です。



『在宅医療ってなあに？』

通院が困難となった方の自宅や施設などを、医師などの医療者が訪問し、必要な医療を行うものです。

具合が悪くなったときに診察する「往診」と、寝たきりの方や慢性の病気で在宅療養をしている方などを定期的に訪問して計画的な医療を行う「訪問診療」があります。



『在宅だと、急変した時が不安で・・・』

急変時には、在宅医療担当医と連携し、在宅療養後方支援病院（市民病院など）が24時間入院を受け入れる体制が整っています。



『わたしも利用できるかな？ 費用の目安は？ 詳しく相談したい・・・』

在宅医療を受けるには一定の要件があります。また、すべての医療機関が行っているわけではありません。今後の医療をどのように受けられるか、まずは、かかりつけ医に相談してみましょう。

住み慣れた場所で暮らし続けるための支援は、医療のほかにも、介護サービスなどさまざまなものがあります。在宅生活全般について、市内3カ所の地域包括支援センターに相談できます。お住まいの地域によって担当のセンターが異なります。詳しくは、市政のひろば4月号11ページまたは市ホームページをご覧ください。



できる限り住み慣れた場所で暮らすための仕組みを地域に根付かせるため次の取り組みを進めます。



#### 多職種連携

医師だけでなく、訪問看護師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・ヘルパーなど、多くの人たちが訪問してケアします。皆さんの希望、病状やケアの進め方を共有して適切な支援ができるよう、連携体制を構築します。



#### さらなる在宅医療の推進

医師の負担軽減を図るなど、多くの医師が在宅医療に取り組める環境を整備します。



#### 海部医療圏全体での取り組み

海部地区の他市町村のサービス利用も多いことから、海部医療圏全体で医療・介護連携に取り組めます。

※次回は、取組の重点項目② 誰もが自分の将来に関心をもって取り組む『健康づくりと介護予防』を紹介します。

# 国民健康保険からのお知らせ

## 被保険者証の更新について

国民健康保険被保険者証は、2年ごとに更新されますが、現在お使いの保険証の有効期限は8月31日です。新しい保険証は簡易書留郵便で今月中に届くように発送します(ただし、短期証の方は保険年金課の窓口で交付となります)。

保険証が届いたら、住所・氏名など確認してください。記載事項に変更があれば早急に手続きをしてください。

## 高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、窓口で申請手続きをしてください。

**持ち物** 保険証、印鑑、領収書、世帯主の口座が分かるもの、個人番号が分かるもの、身分証明書

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

70歳未満の方、または70歳以上で住民税非課税世帯の国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

**持ち物** 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、身分証明書

## 窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、資産や融資の活用をしたにもかかわらず、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難なときに、減免(減額、免除および支払猶予)する制度を設けています。

申請には、収入や資産に関する証明書や申告書類の他、医師の意見書等が必要になります。

**申請期限** 減免の対象となる事由の発生した日から6カ月以内

**適用期間** 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

## 出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週～22週未満での出産の場合は、40万4,000円となります。

## 出産育児一時金直接支払制度とは

医療機関にて出産育児一時金直接支払制度の手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

**持ち物** 保険証、印鑑、領収書、母子手帳、直接払制度合意文書

## 交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気やケガ)を受けた場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。

なお、加害者と示談する前に必ず市役所に連絡をしてから、届け出るようにしてください。

**持ち物** 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、事故証明書

**問合** 保険年金課  
国民健康保険G  
☎24-1113



# 介護保険料の納付について

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険料は前年の所得を基に算定しています。  
このたび、平成30年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月1日付けで「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。

## 年間を通して普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

### 対象

- ・年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方
- ・年度途中(平成30年4月2日以降)に65歳になった方や転入した方

## 年間を通して特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

**対象** 既に年金から保険料を天引きされている方

## 現在普通徴収で、8月から特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

**対象** 平成29年12月2日から平成30年2月1日までに65歳になった方、または、同期間に転入し資格を取得した方で、年額18万円以上の年金を受給している方

## 現在普通徴収で、10月から特別徴収となる方

8月・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

**対象** 平成30年4月1日現在で、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始まっていない方

**普通徴収**…納付書または口座振替での納付方法

**特別徴収**…年金天引きによる納付方法

※天引き対象年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。



## 口座振替のご利用を

普通徴収の方は、口座振替を利用すると便利です。

### 持ち物

- ・市指定金融機関で手続きする場合  
介護保険料の納付書、通帳、通帳印
- ・市役所で手続きする場合  
介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード

## 介護保険料を納めないと…

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に、制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。

### ◆保険料を1年以上滞納した場合

介護保険の給付が償還払い(利用料の全額をいったん本人が支払い、後から払い戻しを受ける方法)に変わります。

### ◆保険料を1年6カ月以上滞納した場合

滞納している介護保険料が納付されるまで、保険給付の全額または一部を一時差し止めます。差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除します。

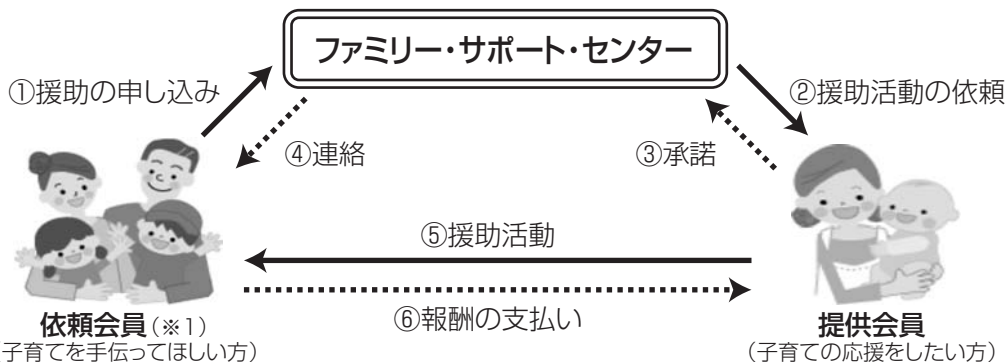
### ◆保険料を2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて、給付割合が引き下げられます。高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ください。

もしもの時のために  
まずは登録を！

～ファミリー・サポート・センターのしくみ～  
(地域みんなで子育てを応援する相互援助活動です)



(※1) 0歳児～小学6年生までの保護者、妊娠8カ月～産後2カ月までの方

**登録方法**

- ・ 移動事務所
- ・ センターに来所
- ・ 郵送

登録料や会費は無料!  
利用予定のない方も安心のため  
に事前に登録を!  
あらかじめ登録してあれば  
緊急時もスムーズにサポートが  
受けられます。

**急な残業!**

『お迎えが間に合わない…』  
園や学校、児童クラブ等へのお  
迎えと、仕事から帰ってくるま  
での預かりもできます。

**急な用事!**

『子どもをみてほしい…』  
急用や冠婚葬祭、保護者の病気、  
リフレッシュでも利用できます。

こんなとき  
利用できます!!

**もうすぐ出産!**

『頼れる人が近くにいない…』  
産前産後の家事支援や、赤ちゃ  
んのお世話などのお手伝いを  
します。

**子どもが病気!**

『でも仕事が休めない…』  
病気・回復期のお子さんを預  
かることができます。

**提供会員、大募集中!!**

年齢・性別・経験不問

有償ボランティアとして地域の  
ために活動してみませんか?

**ファミサポの  
安心ポイント**

- ・ 預かりをしてくれる提供  
会員は、子どもの発達や  
急変時の対応など、様々  
なことを養成講座で学ん  
でいます。
- ・ 事前打合せは、依頼会員、  
提供会員、コーディネータ  
ーの3者で行います。
- ・ 医療アドバイザーや保育  
園、保健センターなど関  
係機関とも連携していま  
す。

**利用料**(子ども1人につき1時間あたり)

		月～金	土・日・祝
健康児	7時～20時	700円	800円
	20時～1時	1,200円	
病児・病後児	9時～17時	1,200円	
産前産後の 家事支援	9時～18時	700円	800円

※健康児のみ、兄弟姉妹の同時預かり可能。  
その場合、2人目は半額。

**問合せ**

ファミリー・サポート・セ  
ンター  
愛西市北河田町郷西34  
3ー1  
(NPO法人 れんこん村  
のわくわくネットワーク内)  
☎ 55-7708  
**受付時間** 月～金曜日  
午前8時30分～午後5時  
15分

※提供会員の登録には養成  
講座の受講が必要です。  
講座日程は今後の市政のひ  
ろばに掲載していきますので  
ご覧ください。  
小児科医や保育士など、専  
門家による充実した講座で  
す!子育て中の方もぜひ学  
びの場に。

# 農業用屋外貯蔵タンクの届け出をしてください

農業用ビニールハウス等に使用する屋外貯蔵タンクは、灯油、軽油および重油の貯蔵量や取扱量によって消防法や津島市火災予防条例で規制されています。

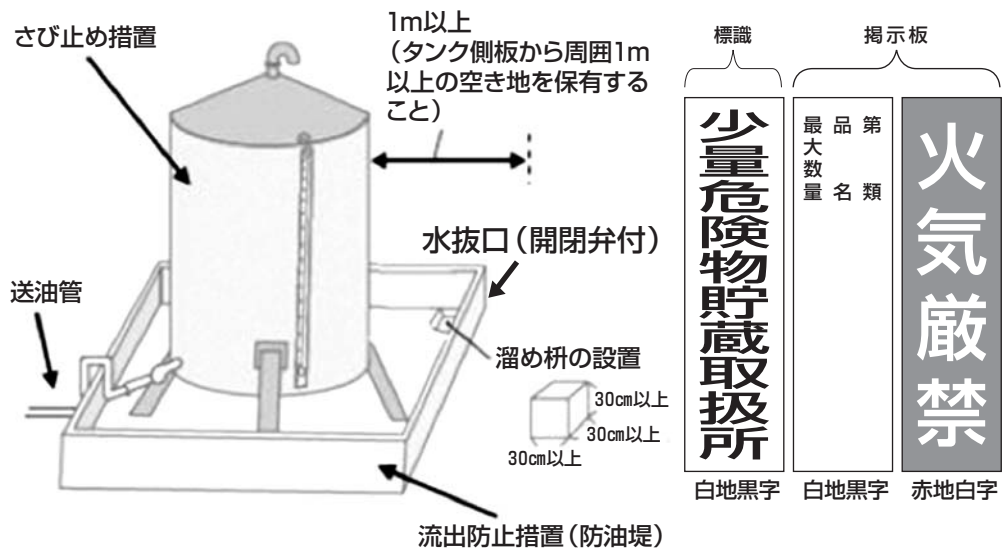
	津島市火災予防条例の規定により消防署への届出が必要(変更や廃止する場合も同様)	消防法の規定により津島市長の許可が必要(変更する場合も同様)
灯油・軽油	200リットル以上、1,000リットル未満	1,000リットル以上
重油	400リットル以上、2,000リットル未満	2,000リットル以上

## 届出に必要な書類

- ①少量危険物(指定可燃物)貯蔵・取扱い届出書
- ②構造設備明細
- ③付近見取図
- ④配置図(防油堤、消火器、標識および掲示板等図示)
- ⑤タンク図面
- ⑥タンク検査済証の写し

問合 消防本部予防課  
危険物G  
☎23-0419

屋外タンクを設置するにあたり、次のような措置を講じなければなりません。



## 下水道工事のお知らせ

立込町、橘町・愛宕町および西愛宕町地内の箇所において下水管新設工事を実施します。また一部の箇所において、上水道の移設工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の片側交互通行等の交通規制を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**工事箇所** 立込町地内(図1)、橘町・愛宕町・西愛宕町地内(図2)

**工事期間** 平成31年2月末まで

**問合** 工務課工務G ☎55-9748

